

第 1 回国立市中小企業等振興会議 要点記録

- ◇ 日時：平成 22 年 5 月 28 日（金） 午後 2 時 00 分～4 時 00 分
- ◇ 会場：市役所第 1 会議室
- ◇ 出席者：
 - ・ 国立市中小企業等振興会議委員 11 名
 - ・ 事務局 3 名
 - ・ 傍聴 1 名
- ◇ 配布資料
 - ① 次第
 - ② 資料No.1 国立市農業統計抜粋
 - ③ 資料No.2 国立野菜・果実即売マップ
 - ④ 資料No.3 都市農業の日本型モデル（農業と経済 2009.4 臨時増刊号より抜粋）
 - ⑤ 資料No.4 農林水産業の施策の体系（農業）
 - ⑥ 資料No.5 III. 平成 22 年度農林水産関係予算の重点事項
 - ⑦ 資料No.6 平成 22 年度国立市主要イベント一覧
 - ⑧ 資料No.7 国立市中小企業等振興会議小委員会構成員一覧
 - ⑨ その他 商業関係より小委員会会議録
- ◇ 要点記録
 - ・ 会長挨拶
 - ・ 配布資料の確認（事務局）

議題

ものづくり関係小委員会からの報告

会長： 農業・農家の話を中心となった。

資料No.1 のデータと実態には差があり、その点について理解を深めた。

資料No.1 のⅡ 農業構造等の中に国立市の総農家数が 143 戸、その内の販売農家数が 86 戸、さらに主業農家数になると 25 戸と少ない。

主業農家数の内、65 歳未満の農業専業者がいる農家数は 21 戸であり、今後国立市の農業の中心となって行く人々であるので、配慮していくべきである。また、資料No.2 即売マップの裏面に載っている方々もその 21 戸に入っている方が多い。

国立市の農業産出額が 17 千万円で、販売農家数で割ると一軒あたり約 200 万になり、不動産収入等と併せて生活しているところが多い。

相続税や固定資産税等の面でも、都市農業について国が今後どうしていきたいのかビジョンが見えない。

国立市においては多様な経営パターンを見極めて、政策のビジョンを広げていく必要がある。

商業関係小委員会からの報告

委員： 前回の緊急融資（限度額 1,000 万円）は数多く申込があったが、今回（限度額 300 万円）の申込は少ない。売上が落ち込み、借入をしても返済の目途が立たないなど、さらに厳しい状況になっている可能性もある。

昨年、中小企業金融円滑化法が成立し、条件変更の申込が多数あり、資金繰りが厳しい事業者多い。

国立市商店街の状況について約 30 年前と比較して、空き店舗が増えたという実感がないが、実際にはどうか。

- ・エリアによって状況が異なる。
- ・矢川駅前、坂下商店会（東）、3 小通り、立東商店会などでは、商店が減っている。
- ・住居化していて、空き店舗という状態にはならないケースも多い。
- ・大学通り商店会は立地が良いので空き店舗ができないが、入れ替わりは激しい。
- ・空き店舗ができる要因として、後継者がいない、物が売れない等が挙げられる。

国立駅前の旭通り、富士見通り、大学通りの比較

旭通り

商店会活動が活発。新しい人（店主）も受け入れる運営。昔からの店が頑張っていて店を続けている。

富士見通り、大学通り

賑わいがある。テナント店が多い。商店会活動は旭通りに比べると不活発。

旭通りは、自己財源を持っているため、様々な事業をすることができ、結果として商店会活動が活発になり、商店会活動を通じて人材も育ちやすい。それぞれの商店会の状況に合わせた振興策が必要ではないか。

廃業や移転などで空き店舗ができたときに、その商店会にとって望ましい業種の店、魅力ある店に出店してもらうようにできないか。

- ・少しでも良い条件で借りてくれる相手に貸すことになるため、結果として、立地の良い場所には、大手チェーン店などが出店することになりがち。
- ・街並み、景観も商店街にとって重要だが、現実には個別の経済原理で物事が決まってしまうため、取り組みが難しい。
- ・JR 高架下に伴うまちづくりには期待している。国立らしい魅力あるまちづくりによって商店街にも良い影響が期待できる。
- ・土地・建物の所有者の立場、消費者・生活者からの見方など、いろいろな角度で捉える必要がある。

- ・大きなテナントの出店は地域に大きな影響を及ぼすが、それ以上に出て行くときの影響が大きい
- ・無店舗販売も増えている。これからも増えることはあっても減ることはない。
- ・国立市の都市計画において設定している商業地域、住宅地域の範囲の検討・見直しが必要時期が来ているのかもしれない。特に立東、西。
- ・商店会・商店のあり方について、コミュニティビジネス的な視点を取り入れることにより、新しい事業の方向性が見えてくる可能性もあるのではないか。

コミュニティビジネス（CB）：

地域の課題をビジネスの手法を用いて解決する。行政は法律・条例をつくり税金を使って地域の課題解決をするが、財源の問題もあり、また、よりきめ細かいサービスを提供していくために、CB支援に力を入れ始めている。

一橋大学は、今年、学生ビジネスコンテストを開催する。

若者にチャンスを与えられるようなまちを目指すという方向性はどうか。（インキュベーター機能） 商工会・商店会の視点、観光という視点も必要。

国立市にあった業種分野を育てたり誘致したりする必要があるのではないか。

そのような業種の代表例が、教育産業。

清化園跡地・・・大和リースが現在事業の内容について再立案中。（100%プロポーザル通り、ではない）

質疑応答

委員：ものづくり関係で農業がクローズアップされているが、なぜ農業か。

事務局：農業に特化している訳ではないが、最初の小委員会において農業施策関係の資料が多かったため。

委員：中小企業の置かれている立場は厳しく、建設関係でも地元の業者が選ばれなくなってきている。土木に関してはやめていくところが多い。

立川の発展に伴い商業関係は立川に流れてしまっている。

国立としての独自性が必要で、全ての客をターゲットにするのではなく、ターゲットをしぼることが大事なのではないか。

農業にしてもコストが安く儲けが多い方に流れてしまう。

委員：商店会や業種の特色を生かすことが大事である。

委員：農業に関して、地域自給の運動をしているが、安全性の問題を考慮して無農薬野菜を生産していくのはどうか。

委員：ものづくり関係で資料No.1のエコファーマーの部分が都市農業においてどのような付加価値や役割になるのか知りたい。

事務局：現在市内で19人に増えている。

土づくりを良くすることでエコファーマーと認定されていなくても認定基準に達して

いることも多い。

消費者にたいしてもPRを進めていきたいと考えている。

委員： エコファーマーになってから5年が経つ。お店に認定書を貼っているが、消費者はどうしても安いお店に流れてしまう。現在どの店でもエコファーマーのようなことはやっているの、値段が選ばれる基準になってしまっている。

外国産と日本産では消費者の意識に差は出てくるが、他県産とでは物もあまり変わらないし、他県でもエコファーマーのようなことをやっているの、環境意識や減農薬はもう前提になっているのが現状である。

委員： 資料No.1は5年前のデータになっているが最新のデータはないか。

事務局： 違った形にはなるが、10月くらいにできるものがある。

委員： 安ければいいという消費者の意識も改めて、いいものを適正な値段で買えるような国の施策があれば良い。みんなで話し合っ国に要望できればいいと思う。

都市農業について

事務局： 都市農業とは、都市近郊農業と都市中心農業がある。

1968年あたりでは、宅地ができないのは農業のせいであるとして、消滅させるべきとさせていたが、現在では180°変わって都市農業は重要性があり、どのように存続させていくべきかが課題となっている。

都市計画法を見直すなかで、税制などを改善していかなければならず、農地が残れるように税制の緩和してほしいと都市農地保全推進自治体協議会から国へ要望が出された。

課題（どのように農家が生き残るか）

事務局： ・スーパー等で安いものを買うだけではなく、良いものを適正な値段で買うようにする。
・農業がしやすい環境をつくる。
・農家で農業製品に付加価値をつけた農業商品まで作れるようにする。

生き生き都市農業について

事務局： 最終的には消費者の理解が得られるようにしていきたい。

委員： 生き生き都市農業とは、このものづくり関係の中で進めていく事業なのか。

事務局： 懇談会で進めていく事業である。

委員： 農業委員会と生き生き都市農業とは関係があるのか。

委員： 側面から支援するという形で、農業委員会として直接進めている事業ではない。

事務局： 産業振興課としての事業である。

委員： ものづくり関係も農業委員会のように支援していく形で良いか。

事務局： はい。

委員： 生き生き都市農業を推進していくためには、農業の活性化と消費者の理解が必要である。

都市農業には景観や環境を残したいという要望もあり、相続によって農地を転売するのではなく、環境を維持していくということに対しての恩恵として農家に何か優遇ができないか。そこを考えていくようこの委員会に要望する。

委員： 後継者不足もあるが、市として農地を買い上げ、借りたい人に有料で貸し出すということとはできないか。

委員： 農家が相続するにあたっては単位が何十億というお金になり、それを市が買うというのは無理である。

それよりは相続をしてもそのまま農家を続けていけるように税制を改正していく方が良い。

委員： 相続税も大きな問題だが、固定資産税も300坪でおよそ100万円かかる。農業収入だけではとても厳しい。固定資産税が安くなる生産緑地とするならば、一生農業を続けていかなければならなくなる。固定資産税は国の法律で基準が決められていて、市の裁量でどうにかできることではない。

そこに農地があるというだけでホッとするような小規模な人々が多いが、それを維持できるような税制にしなければ残らない。

エコファーマーは付加価値になるが、生産量が落ち、見た目も悪くなるかもしれないが、そこを理解してほしい。

今後の進め方

委員長： 農業に関してはひとまずここで一区切りとし、それぞれが勉強して国の様子を見ることとする。

次回からものづくり関係では製造業について取り上げてほしい。

次回日程

小委員会

商業関係： 6月28日（月）午後7時～9時 市役所3階 第4会議室

ものづくり関係： 6月30日（水）午後7時～9時 市役所3階 第4会議室

本委員会

8月20日（金）午後2時～午後4時 市役所3階 第1会議室